憲法会議第57回総会 ミニ講演（オンライン）　　　　　　　　　　　　　　　 2022.3.13

「 憲法を改正するとはどんなことか――改憲論議の作法を問う 」

小林　武 (代表委員)

はじめに　　テーマの設定

　〇　初案：「憲法施行75年/施政権返還50年 沖縄が問う平和的生存権」

→ 沖縄については「むすび」で少し触れる。平和的生存権は別の機会に。

　〇・ 21年総選挙（改憲は争点にならず）の結果、とくに維新の政治的突撃、国民民主の与党接近。改憲ブロックは3分の2を優に超える勢力に。

　　・ 7月参院選での3分の1ラインの帰趨と「黄金の3年間」。

　〇　2月24日突発のウクライナ危機に乗じた改憲の言説 → 風雲急を告げる情勢に。

　〇　改憲案の内容の危険性、その前に改憲論議の「作法」の問題性。

　　 ☆ 「作法」：すでに幾人かの論者の言説の中に散見されるが、私は、憲法改正論議において、民主主義が要求している制約と、民主主義に要求される制約の双方を内容とし、また規範的には、憲法条項によって直接に規律されるものと、立憲主義から原理的に要請されるものとが関連し合った規準である、と広く・柔らかい意味で用いている。

　〇　憲法を改正することとは何かをふまえて、憲法を守ることとは何かを考える。

Ⅰ　今般の改憲動向の特徴

　①　主権者国民無視の国会論議と憲法審査会の強行開催・恣意的運営

　　　　衆・憲審、「オンライン国会」につき議長に報告。

　②　岸田首相、国会壇上から国民世論の喚起を議員に使嗾。呼応する維新・国民

　　　　自民(憲法改正「実現」本部)、「草の根」で改憲運動に邁進。

　③　改憲の全体像を示さないまま主張。改憲自体を目的に――惨事便乗型の改憲提案

　　　　本来のターゲットである9条の改変は、「壊憲」の課題として追求\*。

　 ＊ ロシアのウクライナ侵略を機に、改憲の前面に。併せて核兵器「共有」論。

Ⅱ　改憲論議の作法——憲法改正における民主主義と立憲主義

　１　民主主義の求める作法

　①　憲法改正は主権者国民自身の事業……前文(「憲法を確定する。」)、96条、99条

　　　　発議：国民代表議会が国民意思に即しておこなう。→「立法不作為」論の誤り。

憲法審査会の権限の限定―― その踰越、恣意的運用は許されない。

　　　　　国会法102条の6(目的） 憲法・基本法制についての広範かつ総合的な調査、改憲原案・改憲発議・国民投票法案の審査

　　　　　　　　 102条の7(権限) 改憲原案・改憲発議・国民投票法案の提出

②　憲法は、内閣には憲法改正にかんする権限を一切与えていない（73条、99条）

　　　　 法律制定と原理的に相違する。

２　民主主義に求められる作法 （民主主義への不信）

　① 「憲法改正の限界」：国民の主権行使に枠はめ（立憲主義による民主主義への規制）

　　　　「人類普遍の原理」「一切の憲法」を排除（前文）、「永久」の権利を「将来」の国民に対しても保障(11条)、「恒久」の平和(9条1項)など。

　　　→　発議以前の改憲主張もこの法理に制約される。

②　国会の発議要件を厳格(3分の2)にしていることの意味：

　　　　国民意思が国会に正しく反映されていることの担保(国会に対する猜疑)。

Ⅲ　憲法を守るとはどんなことか

１　社会発展の求める真の改憲

　①　歴史的作品としての憲法、歴史の進歩を刻んだ条項と遅れたものを遺した条項

　② 「社会発展」――多数国民による改憲の要請

２　今日的課題としての改憲阻止

　①　憲法典の完全実施が前提 → その先に真の改憲作業

　② 「憲法改悪阻止各界連絡会議 規約」3条の論理の再確認

　　　　（「本会は日本国憲法のじゅうりんに反対し、民主的自由をまもり、平和的・民主的条項を完全に実施させ、憲法の改悪を阻止することを目的とします。」）

⇒　憲法の「じゅうりんに反対」して一切の壊憲を許さず、「平和的・民主的条項」

を、そうでないものと区別する認識に立って「完全に実施」させ、政権の繰り出す

憲法の「改悪」を阻止する、という運動論理の今日的意義に注目。

　③　改憲対案（「立憲的改憲」案等）の提出は正しい対抗策ではない。

むすびにかえて――沖縄にとっての憲法

　〇　憲法施行75年・沖縄への適用は復帰以降の50年（憲法なき戦後25(27)年）。

　〇　米軍辺野古新基地建設強行・基地由来のコロナ感染蔓延

　　　　→ 日米地位協定の抜本改定こそ重大問題。憲法の改定など頭も掠めない。

　〇　改憲阻止と一体のものとして安保廃棄が課題となる。